破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２２号
青森県三戸郡五戸町大字上市川字石上39番地10
債務者　鈴木　拓也
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第４号
秋田県仙北郡美郷町六郷字荒町92番地
債務者　橋本　春菜
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成３０年（フ）第１３８号
岐阜市早田大通２丁目14番地（ハイツ早田309号室）、前住所岐阜市加納鷹匠町34番地９（鷹匠ハイツ101号室）
債務者　野村　金敏
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第１３９号
岐阜市早田大通２丁目14番地（ハイツ早田309号室）、前住所岐阜市加納鷹匠町34番地９（鷹匠ハイツ101号室）
債務者　八木橋ミヤ子
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第８５号
高知市鴨部1072番地２　ウエストタウンモリタ20Ｂ、旧住所高知県香美市土佐山田町楠目145番地１
債務者　尾立かおり
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４３４号
福岡市早良区星の原団地31番302号
債務者　中島　和俊
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４４４号
福岡市博多区吉塚８丁目６番11―702号
債務者　河本　幸子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４４５号
福岡市博多区吉塚８丁目６番11―702号
債務者　河本　　勝
1　決定年月日時　平成30年４月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４９５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲459番地１　サンロード篠栗505号
債務者　宇戸　和人
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４９８号
福岡市西区今宿東１丁目24番10―101号
債務者　高本富美子
1　決定年月日時　平成30年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０１号
福岡市東区青葉２丁目８番１―302号
債務者　池田　　裕
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０２号
福岡市東区青葉２丁目８番１―302号
債務者　池田小百合（旧姓野田）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５０８号
福岡市博多区月隈６丁目18番14―109号
債務者　鶴田　直人
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５４７号
福岡市南区若久３丁目１番20号
債務者　浦中　長二
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲490番地１　ＭＩビル202号
債務者　土山　憲二
1　決定年月日時　平成30年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１１０号
熊本県宇土市築籠町101番地１　エントピアニュー松原Ｄ棟　203号室
債務者　小林　優子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係